

幼保連携型認定こども園の基準の特例等に関するアンケート調査結果

参考資料 5

回答数 38/47都道府県
 回答率 80.9%
 時点 平成25年10月1日

			特例有	特例を適用したことのある道府県		特例なし	特例を設けたことによる認定数への影響		特例がなければ認定が困難だったと思われるケース		
					(適用数)		影響している。	影響していない。	あり	(箇所数)	なし
特例の実施状況	保育室等の面積	既存幼稚園から移行する場合、保育所認可に当たって幼稚園設置基準に基づく園舎面積以上であれば可 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第94条第1項)	26道府県	2道府県	8件	12道府県					
	保育室等の階数	既存保育所から移行する場合、幼稚園認可に当たって一定の要件を満たせば3階以上可 (幼稚園設置基準附則4)	16道府県	0道府県	0件	22道府県					
	園舎の面積	既存保育所から移行する場合、幼稚園認可に当たって満3歳以上の子供一人につき1.98㎡以上であれば可 (幼稚園設置基準附則5第1号)	18道府県	0道府県	0件	20道府県					
	運動場の面積	既存保育所から移行する場合、幼稚園認可に当たって保育所基準を満たせば可 (幼稚園設置基準附則5第2号)	18道府県	0道府県	0件	20道府県	2道府県	36道府県	1道府県	1件	37道府県
	屋外遊戯場の面積	既存幼稚園から移行する場合、保育所認可に当たって満3歳以上児について幼稚園設置基準に基づく運動場面積と満2歳児について保育所基準に基づく屋外遊戯場面積を合算した面積以上の面積であれば可 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第94条第2項)	26道府県	2道府県	3件	12道府県					
	運動場の設置場所	既存保育所から移行する場合、幼稚園認可に当たって代替遊戯場、屋上の利用可(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について(平成18年9月15日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号通知第二2(2)))	13道府県	0道府県	0件	26道府県					